STORY 18 「海外の著作物の利用」補足資料

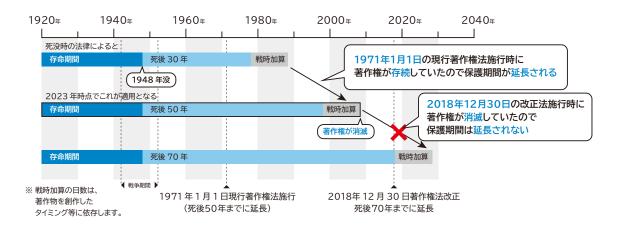
著作権の保護期間

STORY 18 の最後に「わかりやすさのため、この物語では保護期間を著作者の死後 70 年としていますが、厳密ではありません。保護期間の長さは過去に変更されたことがあり、また、著作物の種類や発表の形態によっても変化します」というお断りを掲載していました。

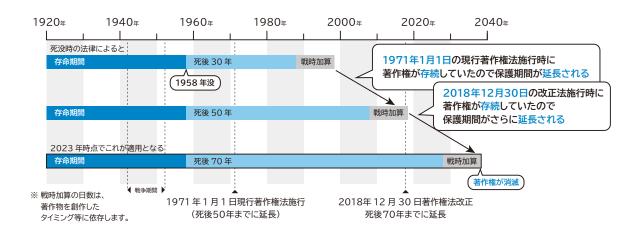
動画では、海外の著作物の扱いを簡潔に説明するため、著作権の保護期間を著作者の死後 70 年までと固定して説明していました。そのため、話題の楽曲は「著作権が存続しており利用には許諾が必要」という結論になっています。しかし、動画の時代設定を 2023 年とすれば、この楽曲は保護期間が終了して自由に利用できるようになっているのです。

これは、過去に保護期間が変更されていることが影響しており、ここではそのことを説明したいと思います。ポイントは、著作権法の改正で保護期間が延長されたとき、改正法の施行日の時点で著作権が(戦時加算を含め)存続している著作物のみ延長されるというところです。

直哉たちが使おうとしていた楽曲の著作者は「(2023 年で)亡くなって 75 年経ってます」とのことから、1948 年に亡くなったものと考えられます。1948 年当時の旧著作権法に基づく著作権の保護期間は、著作者の死後 30 年までです。ところが、30 年後の 1978 年時点では、現行著作権法(1971 年 1 月 1 日施行)に基づき保護期間が死後 50 年までとなっていました。延長後の新たな保護期間は 1998(1948+50)年 12 月 31 日までとなります。なお、その楽曲が戦前に作られた場合には、さらに米国との関係で戦時加算の 3794 日が追加され、2009 年 5 月 21 日が経過するまでが保護期間となります。著作権の保護期間が現在の「死後 70 年まで」に延長された改正法が施行された日は 2018 年 12 月 30 日ですので、2009 年の時点で著作権が切れたこの楽曲は、保護期間死後 70 年の延長の対象にはなりません。つまり、現実の著作権法の保護期間の推移を踏まえると、この楽曲は直哉たちがサイトで自由に使うことができる著作物であったということになります。



もし、著作者が 1958 年に亡くなったとしたらどうでしょう。上記と同様に考えると、死後 50 年が経過した 2008 年 12 月 31 日に戦時加算の 3794 日を加えて 2019 年 5 月 22 日が経過するまでが、延長された保護期間となります。改正法施行日である 2018 年 12 月 30 日の時点で著作権が存続しているため、さらに 20 年延長され、2039 年まで保護期間が続くことになりますね。



以下では、著作権の存続期間を理解するのにポイントとなることを挙げておきます。

著作権の保護期間の数え方

著作財産権の保護期間は、原則その著作物の創作時した時から著作者の死後 70 年が経過するまでです (51条)。70年は著作者が亡くなった年の翌年1月1日からカウントをすることになっていますので (57条)、亡くなった年に70を足した年の12月31日までが保護期間となります。

例: 1970 年に亡くなった方の著作財産権は、1970+70=2040 より 2040 年 12 月 31 日まで 存続。2041 年 1 月 1 日からパブリックドメインとなる。

保護期間の変遷

我が国での著作権法は 1899 年にできました。当初保護期間は著作者の死後 30 年となっていましたが、 以下のように幾度も延長の方向に改正されています。

旧著作権法

1899年7月15日 ~ 1962年4月4日: 著作者の死後30年 1962年4月5日 ~ 1965年5月17日: 著作者の死後33年 1965年5月18日 ~ 1967年7月26日:著作者の死後35年1967年7月27日 ~ 1969年12月7日:著作者の死後37年1969年12月8日 ~ 1970年12月31日:著作者の死後38年

現行著作権法

1971 年 1 月 1 日 ~ 2018 年 12 月 29 日: 著作者の死後 50 年 2018 年 12 月 30 日 ~ 現在: 著作者の死後 70 年

先にも述べたように、著作権法の改正により著作権の保護期間が延長されたときは、その改正法の施行日時点で著作権が存続している著作物だけが延長の対象になります。例えば、1980年に死亡した場合、死亡の時点では「死後50年が経過するまで」が保護期間になりますが、2018年の改正法施行日の時点にまだ著作権が存続しているため「死後70年が経過するまで」が適用となります。

海外の著作物の保護期間

相互主義:動画本編に登場したベルヌ条約では7条(8)で、「その国の法令に別段の定めがない限り、保護期間は、著作物の本国において定められる保護期間を超えることはない」と定めています。つまり、外国の著作物を考えた時、その外国における著作権の保護期間が死後50年までであった場合、日本では70年と定めていても50年の存続と考える、ということになります。日本の著作権法では58条に規定があります。

戦時加算:太平洋戦争中、日本は交戦国の国民の著作物を保護していなかったとして戦争期間分を著作権の存続期間に追加する「戦時加算」という制度があります(サンフランシスコ講和条約 15条(c)、連合国及び連合国民の著作権の特例に関する法律)。この制度の対象となるのは、交戦国のうち当時ベルヌ条約(著作権の国際的な保護を定めた条約)に加盟していた国です。加算期間は開戦日(1941年12月8日)からサンフランシスコ講和条約が発効する日の前日までです。講和条約の発効日は国により異なり、主な対象国と加算期間(日数)は、アメリカ、イギリス、フランス、カナダ、オーストラリア(3,794日)、ブラジル(3,816日)、オランダ(3,844日)、ノルウェー(3,846日)、ベルギー(3,910日)、南アフリカ(3,929日)、ギリシャ(4,180日)などとなります。

開戦日にベルヌ条約に加盟していなかった国については、加盟した日を加算期間の始まりとみなします。

中国、ロシア(ソビエト連邦)は、サンフランシスコ平和条約の批准国ではないため、戦時加算はありません。韓国、北朝鮮は当時日本の領土であり、交戦していないため、これらの国の著作物についても戦時加算はありません。

著作物の種類や発表の形態による保護期間の違い

ある著作物の保護期間が現在存続しているかどうかは非常に多くの要素を考慮しなくてはならず、かなり 複雑です。以下の表は文化庁の著作権テキストから転載したものです。保護期間の変遷が、種類や発表の形態による違いとともにまとめられています。この表から、死亡(又は公表)時点での保護期間がわかります ので、必要に応じてそのあとの保護期間の延長と戦時加算等を考慮して、現在著作権が存続しているかを判断することができます。

著作物の種類	公表名義の別	旧法による 保護期間	昭和45年(1970年)法(昭和46年(1971年)1月1日施行)制定後の保護期間	平成8年(1996年)著作権法(平成9年 (1997年)3月25日施行)改正後の保護期間	平成15年(2003年) 著作権法改正(平成 16年(2004年)1月1 日施行)後の保護期 間	平成28年(2016年) 著作権法改正(平成 30年(2018年)12 月30日施行)後の 保護期間※5	
映画・写真以外の著作物 (小説、美術、音楽、建築、コンピュータ・プログラムなど)	実名(生前公表)	死後38年間	死後50年間			死後70年間	
	実名(死後公表)	公表後38年間	死後50年間			死後70年間	
	無名・変名	公表後38年間※2	公表後50年間 ^{※3}			公表後70年間	
	団体名義	公表後33年間	公表後50年間 ^{※4}			公表後70年間	
写真の著作物	-	発行又は創作後 13年間	公表後50年間	死後5	0年間	死後70年間	
映画の著作物(独創性 のあるもの(劇場用映 画など))	実名(生前公表)	死後38年間	公表後50年間 公表後7		70年間		
	実名(死後公表)	公表後38年間	公表後50年間 公表後7		70年間		
	無名・変名	公表後38年間	公表後50年間		公表後	公表後70年間	
	団体名義	公表後33年間	公表後50年間		公表後70年間		
映画の著作物(独創性 のないもの(ニュース 映画、記録映画な ど))	ı	発行又は創作後 13年間	公表後50年間		公表後70年間		

(文化庁資料「著作権の保護期間に関する戦時加算について」p.41 より転載)

資料

- [1] 著作権法: https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=345AC0000000048
- [2] 旧著作権法: https://www.cric.or.jp/db/domestic/old_index.html
- [3] 文化庁資料「著作権テキスト」:https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/
- [4] 文化庁資料「著作権の保護期間に関する戦時加算について」:
 https://www.mext.go.jp/b menu/shingi/bunka/gijiroku/021/07091009/006.htm
- [5] JASRAC 資料「JASRAC は戦時加算義務の解消を求めています」: https://www.jasrac.or.jp/senji kasan/
- [6] サンフランシスコ平和条約: https://www.cric.or.jp/db/treaty/jp index.html